

代議員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育学会定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出方法について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 会長は、理事会の意見を聴いて、選挙管理委員を若干名選考する。

3 選挙管理委員は、選挙投票日の2箇月前現在の会員名簿をもって選挙台帳とし、これを正会員に通知する。

(代議員の選出方法及び被選挙権)

第3条 代議員は、地域選出の代議員及び専門領域選出の代議員で構成され、地域選出の代議員は各地域に区分された正会員の直接選挙によって、専門領域選出の代議員は各専門領域に区分された正会員の直接選挙によって、それぞれ選出される。

2 すべての正会員は、被選挙権を有し、代議員選挙に立候補したものとみなす。但し、国外に居住し、日本国内のいずれの地域にも登録していない会員(以下「海外会員」という)は、専門領域選出の代議員に立候補することができる。

3 代議員選挙は、次のように行う。

(1) 代議員選挙は、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名投票とする。

(2) 地域選出の選挙人及び被選挙人は、各地域に区分された正会員とし、専門領域選出の選挙人及び被選挙人は、各専門領域に区分された正会員とする。

(3) 海外会員の投票は、電子メールによる投票とする。また、いずれかの地域に区分された会員であっても、選挙期間内に海外に居住しているため国内郵便を受け取ることができない場合には、電子メールによる投票も可能とする。

4 当選者の決定は、次のように行う。

(1) 有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。

(2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。

(3) 同一人が地域選出及び専門領域選出でともに当選に必要な票数を得た場合は、地域選出により当選したものとし、専門領域選出者は次点者をもって補う。

(4) 代議員に欠員が生じた場合は、それぞれの地域選出又は専門領域選出の次点者をもって補う。

(地域区分)

第4条 地域の区分及び定数は、次のように定める。

(1) 地域区分は、北海道、東北(青秋、岩手、宮城、山形、福島)、茨城、北関東(群馬、栃木、埼玉)、千葉、東京、神奈川、甲信(山梨、長野)、新潟、北陸、東海、京都滋賀、奈良、大阪和歌山、兵庫、中国(山陰、岡山、広島、山口)、四国(徳島、香川、愛媛、高知)、九州の18区分とする。

(2) 定数は、40以内とする。各地域への定数配分は、次のようにする。第1に、代議員1人当たりの会員数（総会員数／総代議員数）を基礎として割り当て、第2に、地域の会員数に対する代議員数の割合の最高と最低の差が原則として2倍を超えないように修正し、第3に、修正に当たっては、地域の統合も含めて検討する。

（専門領域区分）

第5条 専門領域の区分及び定数は、次のようにする。

(1) 区分は、体育哲学、体育史、体育社会学、体育心理学、運動生理学、バイオメカニクス、体育経営管理、発育発達、測定評価、体育方法、保健、体育科教育学、スポーツ人類学、アダプテッド・スポーツ科学、介護福祉・健康づくりの15区分とする。

(2) 定数は、40以内とする。各専門領域への定数配分については、各専門領域への定数1を基本配分とし、残り25以内の定数は選挙台帳に基づく各専門領域の所属会員数に応じて、各専門領域に比例配分する。

(3) 社員総会で新設が承認された専門領域は次期選挙から、当該専門領域の代議員を選出することができる。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

（改廃）

第7条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 移行登記前に実施される社団法人日本体育学会の代議員選挙に関しては、移行後の「一般社団法人日本体育学会定款」の規定に基づくほかは、この規程による。なお、従前の「支部」はこの規程の「地域」に、「専門分科会」はこの規程の「専門領域」に読み替えるものとする。
- 2 男女の役員比率のアンバランスの是正のための積極的方策をとる（平成23年度臨時総会承認事項）ため、男女の役員比率の目標値達成をめざす方策を講じた選挙を実施する。
- 3 この規程は、平成23年9月25日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成26年1月11日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成27年6月13日から改正施行する。
- 7 この規程は、2017年6月10日から改正施行する。

役員等選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育学会（以下「本学会」という）の役員等の選出方法について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 会長は、理事会の意見を聴いて、選挙管理委員を若干名選考する。

3 選挙管理委員は、代議員選挙で選出された代議員をもって選挙台帳とし、これを代議員に通知する。

(理事・監事の被選挙権)

第3条 地域から選出された代議員は、地域理事への被選挙権を有し、専門領域から選出された代議員は、専門領域理事への被選挙権を有し、それぞれ理事選挙に立候補したものとみなす。

2 地域・専門領域から選出された代議員は、監事への被選挙権を有し、監事選挙に立候補したものとみなす。

(理事の選出方法)

第4条 理事は、地域理事及び専門領域理事で構成され、地域理事は、地域選出の代議員の直接選挙によって、専門領域理事は、専門領域選出の代議員の直接選挙によって、それぞれ選出される。

2 理事選挙は、次のように行う。

(1) 理事選挙は、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名投票とする。

(2) 地域選出の選挙人及び被選挙人は、地域から選出された代議員とし、専門領域選出の選挙人及び被選挙人は、専門領域から選出された代議員とする。

3 当選者の決定は、次のように行う。

(1) 有効投票の多数を得た者から順次、地域理事9名、専門領域理事9名の定数に充つるまで当選者とする。なお、一地域並びに一専門領域より選出される理事は、いずれも2名以内とする。

(2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。

(3) 理事に欠員が生じた場合は、それぞれの地域選出又は専門領域選出の次点者をもって補う。

4 会長は、定款第19条(1)に基づき、正会員の中から、第3次男女共同参画基本計画を踏まえて、推薦理事を定めることができる。

(監事の選出方法)

第5条 監事は、代議員の直接選挙によって選出される。

2 監事選挙は、次のように行う。

(1) 監事選挙は、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名投票とする。

- (2) 代議員は、互選により、監事 2 名を定める。
- 3 当選者の決定は、次のように行う。
- (1) 有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。
- (2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。
- (2) 同一人が地域理事又は専門領域理事と監事の当選に必要な票数を得た場合は、地域理事又は専門領域理事に当選したものとし、監事は次点者をもって補う。
- (4) 監事に欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。
- 4 会長は、本学会会員以外の適任者をもって、監事 1 名を定める。

(会長・副会長・常務理事の被選挙権)

第 6 条 地域理事及び専門領域理事は、会長・副会長・常務理事への被選挙権を有し、会長・副会長・常務理事の選挙に立候補したものとみなす。

(会長・副会長・常務理事の選挙の方法)

- 第 7 条 会長、副会長及び常務理事選挙は、理事、監事並びに代議員による予備選挙を実施する。予備選挙の内、会長、常務理事は、単記無記名投票、副会長は 3 名連記無記名投票とする。選挙は、会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名の定数から予備選挙の得票数順位で、会長は上位 3 名、副会長は 9 名、常務理事は 3 名を対象に行う。予備選挙の得票数が同じである場合は抽選によって決定する。
- 2 会長は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 3 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。有効得票数の過半数の票を得た者を会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を会長とする。なお、決選投票で得票数が同じである時は抽選によって決定する。
- 3 副会長は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 9 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。投票は、第一副会長、第二副会長、第三副会長に分けて実施する。3 名の副会長選挙のいずれも、有効投票数の過半数の得票を得た者を副会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を副会長とする。また、決選投票で得票数が同じである時は抽選によって決定する。なお、第二副会長、第三副会長の選挙は、直近の副会長当選者を除いた者を対象として実施する。ただし、第一、第二副会長が片方の性で占められた場合に、含まれなかった性別の予備選挙によって選出された被選挙人を対象に選挙を行い、第三副会長を決定する。
- 4 常務理事は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 3 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。有効投票数の過半数を得た者を常務理事とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を常務理事とする。得票数が同じである時は抽選によって決定する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるも

のとする。

(改廃)

第9条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 男女の役員比率のアンバランスの是正のための積極的方策をとる（平成23年度臨時総会承認事項）ため、男女の役員比率の目標値達成をめざす方策を講じた選挙を実施する。
- 2 この規程は、平成24年6月9日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年8月22日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月14日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成27年8月25日から改正施行する。